

山口県高等学校体育連盟支部規定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、山口県高等学校体育連盟 支部と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を支部理事長所在の学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、地区内の高等学校における体育の普及振興を図り、生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地区高等学校生徒の体育大会の開催
- 2) 体育諸団体との連絡
- 3) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

(加盟団体)

第 5 条 本会は、地区内に所在する山口県高等学校体育連盟の加盟校をもって組織する。

(専 門 部)

第 6 条 本会に、山口県高等学校体育連盟と同じ専門部を置く。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|-----|-------|-----|-----------------|
| (1) | 支 部 長 | 1 名 | ※ (2) (4) については |
| (2) | 副支部長 | 1 名 | 必要に応じて設置する。 |
| (3) | 理 事 長 | 1 名 | |
| (4) | 副理事長 | 1 名 | |
| (5) | 理 事 | 若干名 | |
| (6) | 専門委員長 | 若干名 | |
| (7) | 幹 事 | 若干名 | |
| (8) | 監 事 | 若干名 | |

(役員を選任及び職務)

第 8 条 理事は、加盟校各 1 名とし、その他の役員は理事会において選任する。

- 2 支部長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 理事長は、常務を掌る。
- 4 副支部長及び副理事長は、それぞれ支部長及び理事長を補佐し、支部長、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事、専門委員長は理事会を構成し、会務を執行する。
- 6 幹事は、庶務及び会計を掌る。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(理事会)

第10条 理事会は支部長が招集し、次の事項を議決する。会議は支部長が主宰する。

- (1) 予算並びに決算に関する件
- (2) 役員を選出に関する件
- (3) 本会の事業に関する件
- (4) 本会の規定の変更に関する件
- (5) その他本会の運営に関する必要な事項

(会議の定足数)

第11条 本会の会議は、構成人員の2/3以上の出席を必要とし、出席人員の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

第6章 会 計

(会 費)

第12条 本会の経費は、加盟校の会費及び寄付金をもってあてる。加盟校の会費は、理事会で決定する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

附 則 本規定は、昭和52年4月18日より実施する。

昭和63年4月27日 一部改正

平成10年4月17日 一部改正

平成19年4月26日 一部改正